

宮崎公立大学の復籍に関する規程

平成28年4月1日

規程第136号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第40条の2に規定する復籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(復籍の取扱い)

第2条 学長は、学則第40条第3号の規定により除籍となった者が、除籍の日の翌日から起算して3年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、復籍願（様式第1号）により復籍を願い出た場合は、教授会の審議の報告を受けてこれを許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、前期又は後期の始めとする。

3 前2項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学年限は、学則第17条の在学年限から従前在籍した期間を差し引いたものとする。

(復籍の手続)

第3条 復籍を志願する者は、本学に復籍を希望する学期の始まる60日前までに学長へ復籍を願い出なければならない。

(復籍の制限)

第4条 学則第40条第3号の規定により除籍した者が、復籍後に同規定により再び除籍となった場合および過去に再入学をした者は復籍を認めない。

(既修得単位の認定等)

第5条 復籍を許可された者の既修得単位は、授業料未納の年度に修得した単位も含めて認定することができる。

(復籍の学年次)

第6条 復籍する学年次は、除籍時の年次とする。ただし、学長は、前条で認定された単位数により除籍時の年次に復籍させることが適当でないと認められる者については、相当年次に復籍させることができる。

2 復籍を認められた者の本学規程の適用については、宮崎公立大学の教育課程等を定める規程を含む復籍時の規程が適用される。ただし、当初入学時の規程を適用する必要があると認められるときは、当初入学時の規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月18日から施行する。

復 籍 願

宮崎公立大学学長 殿

学籍番号 (除籍時) _____

本人署名 _____ (印)

住 所 〒 _____

電話番号 () _____

保証人署名 _____ (印)

保証人住所 〒 _____

保証人電話番号 () _____

貴学において未納となっていた授業料を納付し、復籍を希望しますので許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 除籍になった日 : 年 月 日
- 2 復籍を希望する日 : 年 月 日

(原則として各期の初日)